

高知県立消費生活センター

# 地域見守り情報



第67号

## 高額なアルバイト？簡単な副業？

### 甘い文句に騙されないで！！

20代の若い方が「高額なアルバイトを紹介する」「メールするだけで簡単に副業できる」という甘い文句に誘われ、クレジットカードを作って渡したり、副業サイトに登録したりしたものの、結局、トラブルに巻き込まれてしまったという相談が寄せられていますので、注意が必要です。

#### 【県内事例①】

友人から「高額なアルバイトを紹介する」と誘われた。指示されたとおりに自分名義のクレジットカードを作って友人に渡し、謝礼をもらった。

その後、カード会社から請求書が届き始めたが、渡したカードでも自分に支払い義務があるのか。  
(20代男性)

#### 【県内事例②】

携帯電話で「相手とメールするだけで簡単に副業ができる」という副業サイトに登録した。個人情報交換するため2,980円分のポイントを購入したところ、文字化け解除など様々な名目で費用を請求され、これまでに17万円余り支払った。

また、お金を受け取るためと言われ、運転免許証を写真に撮ってメール送信したが、お金は一切受け取れていない。  
(20代女性)

#### アドバイス

1. 事例①は、アルバイト詐欺、カード詐欺と呼ばれる手口です。カードを貸与することはカード会社の規約で禁止されており、支払い義務はカードの名義人にあるため、知らないうちに借金を背負うことになります。
2. 事例②は、在宅ワークを謳いながら、逆にお金を支払わせるメール副業詐欺の手口です。悪質な出会い系業者の仕業であり、お金をもらえることは絶対にありません。
3. 楽しく儲かるといううまい仕事はありません。決して甘い誘い文句をうのみにせず、第三者の意見を聞くなどして、冷静に判断しましょう。
4. 説明と実態が違う、高額な支払いを求められたなど、トラブルにあった場合は、すぐに消費生活センターや警察（全国共通短縮ダイヤル#9110）にご相談ください。



©KANAGAWA2013